

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

鈴 屋 和 男

鹿屋市条例第 9 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第20号

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例の一部改正について

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

鹿屋市吾平ふれあいセンター条例（平成18年鹿屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市吾平中央町地区ふれあいセンターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化に伴い、鹿屋市吾平中央町地区ふれあいセンターを廃止したいので、本案を提出するものである。